

子どもの視点から考える 面会交流(後半)

神戸親和女子大学客員教授

棚瀬心理相談室長

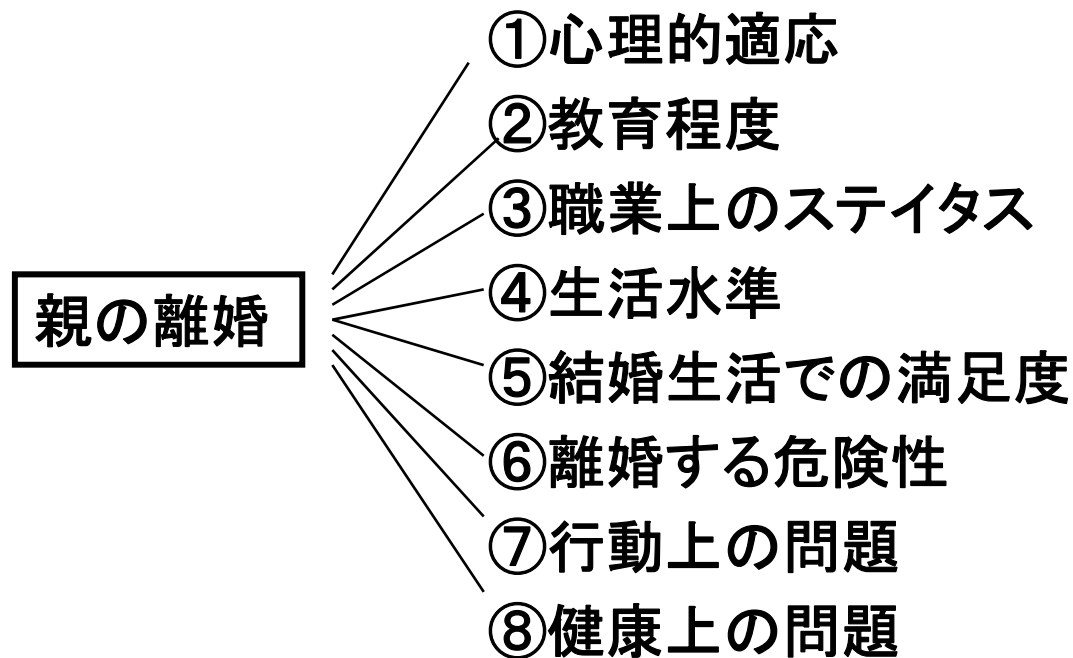
棚瀬一代

日時:2014.1. 25.午後1時30分～午後4時45分

於:ハロー貸会議室 サイトービル4F

1. 親の離婚を経験した成人に関する32の研究結果 のメタ分析結果(Amato, 1994)

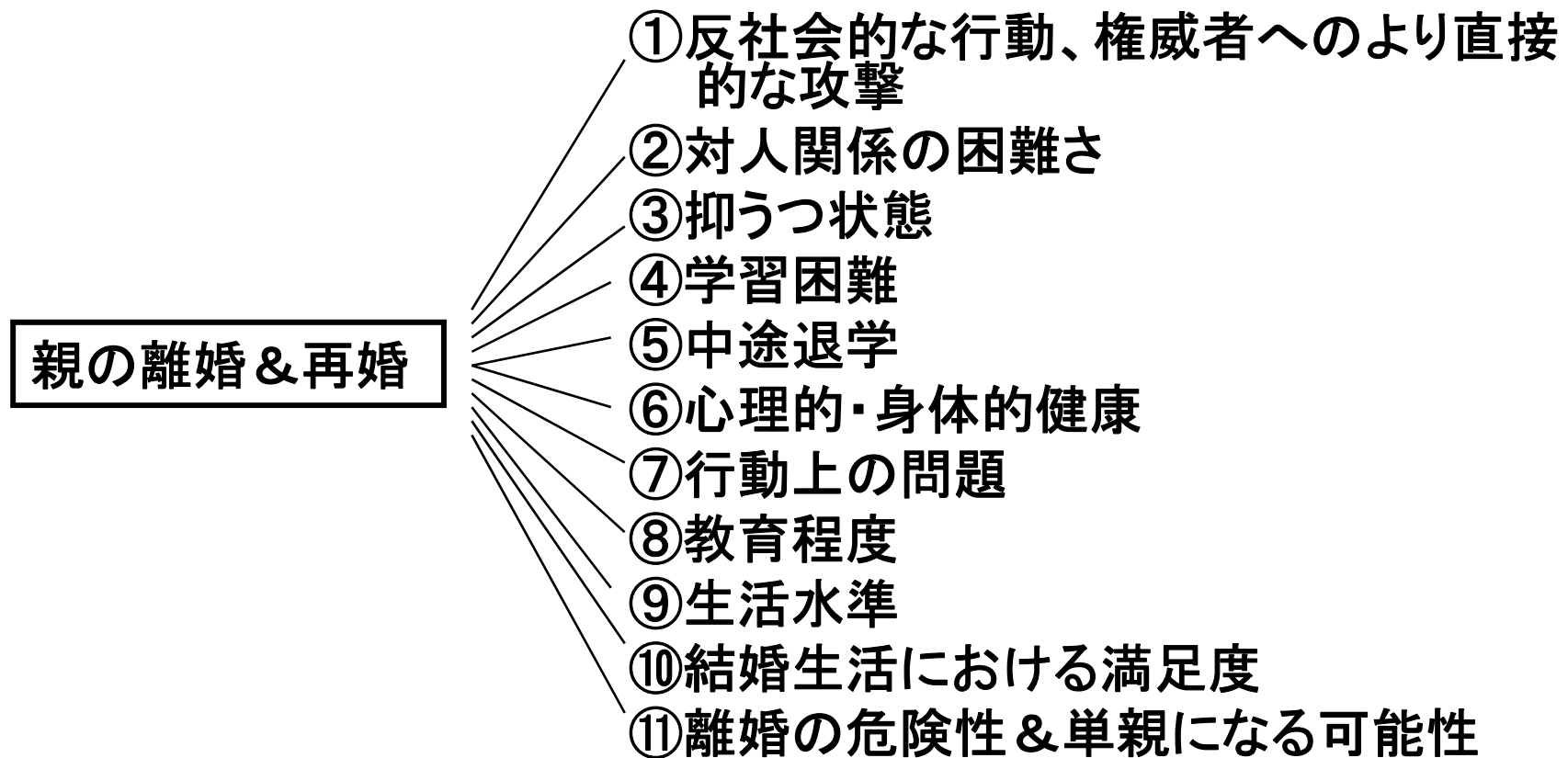
平均的に言えば、離婚は、子どものライフコースにまで影響



2. 親の離婚を経験した子ども131人の25年間にわたる追跡調査(精神分析的 半構造化分析)

(Wallerstein& Kelly,1980;Wallerstein&Blakeslee,1989;Wallerstein, Lewis , Blakeslee,2002)

一般的に言えば、親の離婚&再婚は、長期にわたり様々な影響を及ぼす



3.離婚の子どもに与える影響

離別および非離別家族の子どものウェル・ビーイングの典型的分布 (Amato(1994)による就学前から大学生までの1300人以上の子どもを含む92の研究結果のメタ分析結果)

→ **平均的に言えば**、離別家族の子どもは、非離別家族の子どもよりも多くの問題を抱え、そのウェル・ビーイングは低い

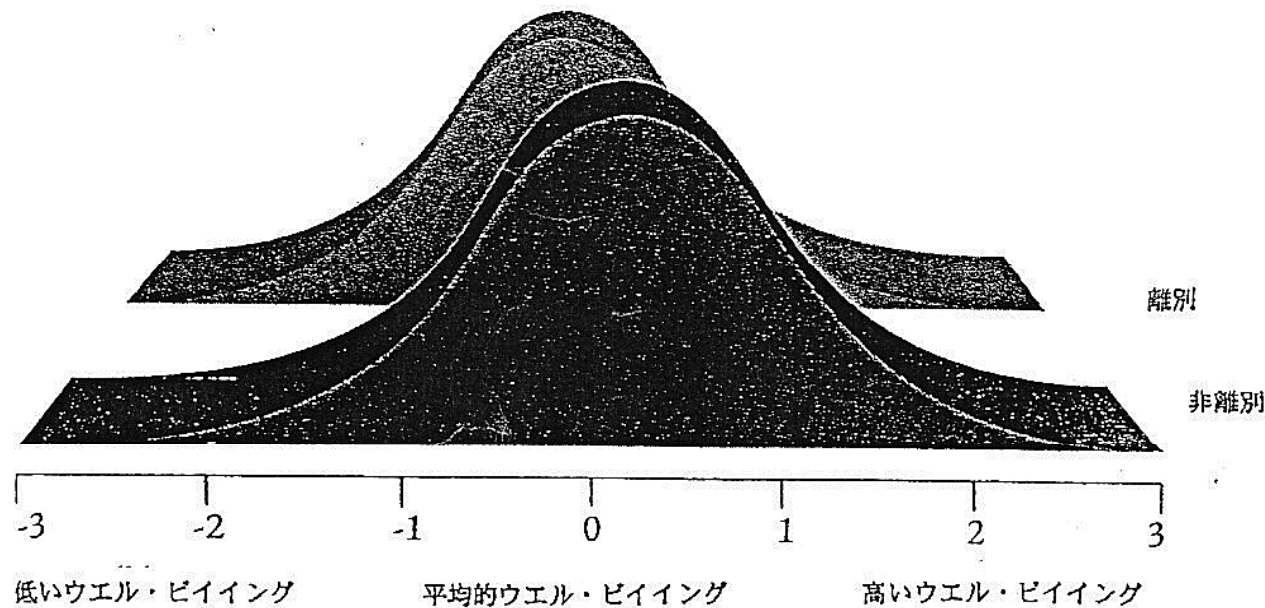


図1 離別および非離別家族の子どものウェル・ビーイングの典型的分布

4. 子どもの適応に影響を与える悪条件

- (1) 別居親の不在(片親不在) (アマト,1994)
- (2) 同居親の適応の悪さと親機能水準の低下→疑似成熟と役割逆転
- (3) 別居・離婚後の両親間の高葛藤
- (4) 同居親の経済的水準の低さ(貧困)
- (5) その他の要因: 子どもが抱えている生活上の高ストレスとそれに対するサポートの無さ
+(棚瀬,2004;2014)
- (6) 説明無し of 突然の別居・離婚 ☆「連れ去り」
- (7) 転居、転校
- (8) 監護親の長時間就労→二重の喪失体験

☆悪条件が多いほど適応悪く、長期化

5. 日本における面会交流の現状

民法766条改正(2011.5.)(2012.4.施行)

☆面会交流の明文化

☆子の利益を最も優先して考慮しなければならない:両当事者が主張＝自分の主張こそ＝子の利益に合致

☆「面会交流」"visitation"という言葉→連想→顔を見せ、短時間、楽しく外で交流→親戚の「叔父さん」、「叔母さん」的存在

☆最も一般的な取り決め;月1回3時間～8時間

☆事例:3歳～大学生:月1回:家族4人で夕食:

6. 面会交流の目的は？

☆面会交流の目的

親子間の ①絆の形成

②絆の維持

※子どもにとって「特別な存在」「愛着対象」

☆目的達成に必要なこと＝子どもに恩恵を与える面会交流(先行研究より)

①多様な文脈における接触＝日常生活を共にする→宿泊つきの面会交流を！

cf.ディズニーランド・パパ

②養育への積極的関与

7. 面会交流実施における今後の課題

☆ 別居直後からスタート (絆は消えてしまう!)

→ **時間**は別居親と子ども間の**絆**にとって“敵”
“去る者は日々に疎し”

☆ 相談無しの子連れ別居 = 「**連れ去り**」として違法化

→ 早急に「**暫定面会交流**」の取り決めを!

☆ 面会交流の取り決めは速やかに → if not

親子断絶の原因に

☆ 面会交流サボタージュ防止に有効な方法 →

“**友好的親条項**”導入

☆ ~~面会交流申請後~~ → 速やかに**審理スタート**を!

8. 面会交流を定着させていくためには

(1) 親教育プログラム受講の義務化

☆ **誰に義務づけるか**：親権や面会交流を争っている夫婦 or 未成年の子どもがいて離婚を考えているすべての夫婦（韓国、アリゾナ州）。

☆ **目標**：1.離婚の子どもへの影響についての情報提供。
2.子どもを葛藤に曝すことを減らす。3.両親間のコミュニケーション増。（上位3位まで）→両親間の交渉促進。
訴訟を阻止。合意内容を良いものに。

(2) 高葛藤カップルへのワーク・ショップ参加の義務化

(3) 養育計画（面会交流スケジュール）提出の義務化

9. ペアレンティング・タイムの決定方法(米国)

1)2%-10%: 裁判官決定

2)**大多数**: 当事者間で合意→**合意書**を裁判所に送付(裁判官or裁判所職員によって**承認印**)

・弁護士(一): 約30%; ・弁護士1人: 30%; 弁護士2人: 40%

(Braver & O'Connell, 1998; Maccoby & Mnookin, 1992; Logan et al, 2003)

10. 高葛藤離婚当事者の特徴

- **相互不信感**→親としての関わりにも不信感→虐待疑惑＝誤解、偽りの訴え→慎重な鑑定必要
- 相手への**強い怒り**の気持（復讐したい気持）
- 相手に**勝ちたい気持**（自分の正しさを裁判所に証明してもらいたい）
- 双方とも**被害者意識**
- 子どもの**面会交流前後の症状**→相手の悪影響に帰する→面会交流制限

11. 高葛藤離婚当事者への介入方法としてのペアレンティング・コーディネーターの役割(1)

☆基本的なスタンス: **子どもの福祉**の視点 + **中立性**

☆プロセス

1. 両当事者の話を聴く(インタビュー面接)

→それぞれの**内的真実**(傷つき体験)

cf. 攻撃は最良の武器

2 相手に伝える→フィードバック(何度も繰り返す)→**認知の歪み**、バイアスへの気づき

→葛藤の低下→親としての**最低限の信頼**

12.ペアレンティング・コーディネーターの役割(2)

3 離婚の子どもへの影響についての**情報提供**

- ・**最大のストレス源**＝両親間の高葛藤
- ・子どもの思い＝**和解幻想**、“パパが好き、ママが好き”→その思いを最大限に実現
→**両親との接触継続** →罪の意識なく他方の親を愛し続けることを許す。

☆一時的危機 vs **長期的危機**

4 子どもの養育という**ビジネスを成功**させる方法→親密な関係性の歴史共有→脱歴史＝感情抜きに**ビジネスライク**に。


13. 1990年以降の米国における変化

☆ 最も大きな変化 = 離婚に関わる専門家(裁判官、弁護士、調査官、調停者など)が**共同親権に対して好意的**になってきたこと→共同親権が子どもにとって**恩恵**があることが分かってきたため。

- ☆ 面会交流 = 1) 50%ぐらい → 隔週末2泊3日 + 週日夜1回 + **夏休み数週間(1年の24~32%ぐらい)(88日~117日)** 2) 20%ぐらい = 33%—50%(120~182日) 3) 20%弱 = 14%(伝統的な取り決め = 最小面会) 4) 10%ぐらい → その他の取り決め

☆ **平等な共同養育: 2255(月火、水木、金土日)(月火、水木金土日)** (Fabricius, W.V., Braver, S.L., Diaz, P. & Velez, C.E. 2010)

14. 正当かつ現実的そして/あるいは発達上予期 できる理由に基づく面会交流の拒否

- (1) 幼い子どもの**分離不安**など正常な発達過程に根ざす面会交流への抵抗
 - (2) 親の養育態度（例：児童虐待、アルコール依存、薬物依存など）に対する**反発**から生じる抵抗
 - (3) 情緒的に弱い監護親（例：希死念慮）を一人にしておくことへの**不安**から生じる抵抗
 - (4) 別居親の**再婚**に由来する抵抗など。
- 

15. 病理的な親子疎外の特徴(by Gardner,1998)

- 特徴:
- 1) 別居前には、別居親と良い親子関係
 - 2) 両価感情なしの別居親との接触拒絶
 - 3) 同居親 = 100% 善人(聖人) vs 別居親
100% 悪人(悪魔)
 - 4) 残酷さへの罪の意識欠如
 - 5) 同居親への反射的サポート
 - 6) 借り物のシナリオ
 - 7) 説得力を欠く合理化を伴う非難
 - 8) 別居親を拒絶 = 「自分の考え」
 - 9) 別居親の拡大家族にまで及ぶ敵意

16. 病理的な親子疎外への対応方略 (by米国の家庭裁判所)


- (1) 子どもは「好まれた親」と同居継続 + 家族再統合セラピーの受講命令 + 「拒絶された別居親」との面会交流 (漸増的 or 一挙に増加) ← 軽度のケース (○) but 中度、重度のケース (×)
- (2) 両方の親から引き離す → 寄宿舍等へ。
デメリット: 1) 両親との日々の接触喪失、2) 疎外行為の継続可能性 (電話、メールなど他の方法で)
- (3) 「拒絶された別居親」と同居させる (監護者変更) + 「好まれた親」とはしばらくは会わせない。
デメリット: 失敗する場合もある。反発、家出、暴力行為など。 (慎重に選択)

17. 裁判所外での試み

Family Bridges:Dr.Rand夫妻によって創始(Dr.Warshak夫妻協働)

- ☆裁判所によって監護者変更
- ☆教育的介入方法(not セラピーor カウンセリング)
- ☆6～8時間/日X連続4日間のプログラム
- ☆1家族(子どもと「拒絶された親」)に2人の専門家
- ☆教育目標: 1) 批判的に自分で考えることを教える。2) 両親についてバランスの取れた、現実的かつ共感力ある見方を維持する方法を教える。3) 自分の判断に反する行動への外的圧力に抵抗するスキルを発達させるのを助ける。4) 子どもの行動をいかに感受性豊かに管理するかを親に教える。

18. Family Bridges の成功率

- ☆ 130人の子どもたちがプログラムに参加。
 - ☆ 成功率はほぼ100%
 - ☆ 3/4の子どもたちがその後も成果を維持。
 - ☆ 逆戻りしたケース：**時期尚早**に疎外する親と接触（しばしば裁判所命令に違反してこっそりと接触）（Warshak, R.A., 2010）
- 

参考文献(1)

Fabricius ,W.V., Braver,S.L., Diaz,P. & Velez,C.E.(2010) Custody and Parenting Time. In M.E.Lamb(Ed.) *The Role of the Father in Child Development*.(5th edition), NY: John Wiley. Gardner,R.(1998) *The Parental Alienation Syndrome*.(2nd Ed.) New Jersey,Creative Therapeutics.

棚瀬一代(1989)『クレイマー・クレイマー以後
—別れたあとの共同子育て—』 筑摩書房.

参考文献(2)

棚瀬一代(2003)『虐待と離婚の心的外傷』 朱鷺書房.

棚瀬一代(2007)『離婚と子ども』 創元社.

棚瀬一代(2010)『離婚で壊れる子どもたち—心理臨床家からの警告』光文社新書.

Warshak,R.A.(2010)*Divorce Poison- How to Protect Your Family from Bad-mouthing and Brainwashing.*..NY:Harper.